

## ICT体験会実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は「ホンキの一步 (ICT) 体験会」(以下「ホンキの一步」という。 )、「極みの一步 (ICT) 体験会」(以下「極みの一步」という。 )及び「飛躍の一步 (ICT) 体験会」(以下「飛躍の一步」という。 )を開催するにあたり必要な事項を定めたものである。

(目的)

第2条 ICT施工技術等に対応できる技能労働者を育成するため、i-Constructionについて概要を学んだ上で、3次元データの活用プロセスを体験し、効果や方法について理解を深める。

(主催者)

第3条 ホンキの一步、極みの一步及び飛躍の一步は京都府が主催する。

(共催者)

第4条 ホンキの一步、極みの一步及び飛躍の一步は、CONTACT (建設戦略会議) 共同で開催する。

(費用負担)

第5条 ホンキの一步、極みの一步及び飛躍の一步における開催場所の費用は主催者が負担することとし、その他費用については共催者が負担することとするが、これによりがたい場合は、主催者と共催者で協議により決めるものとする。

(受講対象者)

第6条 ホンキの一步、極みの一步及び飛躍の一步の受講対象者は、京都府内建設業者とする。

(体験内容)

第7条

(1) ホンキの一步

3次元設計データと施工データの違いを理解し、施工データの活用に取り組むための体験会【集団体験会】

(2) 極みの一步

ホンキの一步の次のステップとしてICTの普段使いに向けてICT施工技術に関する理解を深める体験会【集団体験会】

(3) 飛躍の一步

ICT活用の内製化に向けて各受講者の業務内容に即した個別指導により、実践活用と業務改善・生産性向上を実現する体験会【個別体験会】

(CPDS)

#### 第8条

- (1) ホンキの一步及び極みの一步に参加した受講者にCPDSを3ユニット付与する。
- (2) ホンキの一步及び極みの一步において、複数の体験会への参加を可能とするが、それぞれの体験会でCPDSを取得できるのは同一年度に1回のみとする。
- (3) 受講者は受講証明の受け取り時にCPDS技術者証、運転免許証などの本人確認ができるもの（顔写真付き）を提示すること。
- (4) 飛躍の一步については参加した受講者へのCPDSは付与しないものとする。

#### 附 則

この要領は、令和8年6月10日から施行する。